



「飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）」に関する請願

（要旨）

令和元年6月4日の経済建設委員会において、飯塚市が所有する山倉、綱分地区の鉱業権及び土地を譲渡する旨の市の方針が示されましたが、これに反対の意思を表明すべく請願を提出いたします。

（理由）

要旨に示したように、飯塚市は令和元年6月4日の経済建設委員会において、市が所有する山倉、綱分地区の鉱業権及びそれに付随する土地を有償譲渡する方向で検討するとの報告を行いました。

市はその理由として、「市の事業延長許可が認められず鉱業権が取り消されることになれば、新たな鉱業権の取得をめぐる事業者が競い合うことになり、地域住民の意思とは異なった考えの事業者が取得する可能性が生じることへの懸念」や、「鉱業権が財産的価値を有することから、その有償譲渡を行うことで市の行財政改革へ寄与できること」などを列挙されました。

しかし私たちは、たとえ有償であろうとも鉱業権及びその土地を譲渡することに反対いたします。その理由として、「この鉱業権に基づく開発行為により山倉、入水、綱分地区の住民生活に少なからざる影響が生じうること」、「鉱業権が設定されている関の山は、地域の小中学校の校歌にも歌われるような地域のシンボリックな山であり、その外観を変形させるような開発まで進展する可能性があること」、「仮に市の鉱業権が取り消され新たに事業者などにより鉱業権の設定が行われたとしても市が土地を売却しなければ開発は進まないこと」、以上のような理由から飯塚市所有の鉱業権及びその土地を譲渡することに反対いたします。

令和元年8月28日

飯塚市議会議長 上野伸五様

請願者



紹介議員

永 末 雄 大